

感染対策に関する指針

1. 感染対策に関する基本的な考え方

安全で快適な医療環境のもと、質の高い医療を提供するため、感染予防と迅速かつ適切な感染防御の対策に取り組む。

2. 感染対策の組織と体制

院内感染の予防及び対策を推進するため、以下の委員会及び組織等を設置する。

(1) 感染対策委員会

院内感染に関する技術的事項等を検討するとともに、全ての職員に対する組織的な対応方針の指示と教育・啓発を行う。

(2) 感染対策チーム

院内における感染発生防止に関する活動を実施するため、感染対策チームを配置する。

(3) リンクナース会

臨床現場において感染対策の中心的役割を担い、実践的モデルとして活動するリンクナースを各部署に配置する。

(4) 感染対策室

院内における感染対策業務を横断的に担うため、感染対策室を設置し、感染管理者を配置する。

3. 職員研修

感染対策のための職員研修は、全職員を対象として年2回以上開催する。

また、感染対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図ることにより、職員の感染に対する意識を高め、安全に業務を遂行するための知識と技術の向上を図る。

4. 感染発生状況の報告

感染発生の予防及び蔓延の防止を図るため、感染症の発生状況を週1回「感染症レポート」として感染対策チームで協議を行う。

また、迅速に情報を共有する必要があると判断した場合は、全職員に速やかに周知する。

5. 感染発生時の対応

感染発生時には、感染が発生した部署の職員は、直ちに主治医と感染対策室に連絡する。

感染対策室は、速やかに感染発生の原因を究明し、改善策を実施するとともに、必要に応じて感染対策委員会を開催する。

6. 患者等に対する本指針の閲覧

本指針は、患者及び家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

7. 本指針の改廃

本指針の改廃は、委員会で審議のうえ決定する。

感染対策委員会